

## 更生計画における債権者平等原則について

### 1. 倒産手続における債権者平等

#### (1) 実質的平等

倒産手続においては、実体法上同種の権利を有する債権者は平等に取り扱われるのが原則である。破産手続においては、この原則は厳密に貫かれており（破 194 条 2 項）、形式的平等と呼ばれる。これに対して、再建型手続である更生手続においては、更生計画における権利変更の内容は、平等を原則としつつも、「同一の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合」には異なる内容の権利変更をすることも許容されており（会 更 168 条 1 項）、実質的平等と呼ばれる<sup>1</sup>。従来、有力な見解は、「権利発生の態様、弁済期、債権の目的、発生時期の差異等、権利の個別性に着眼して差等を設ける」ことができるとか、「下請企業等の債権、原材料・エネルギー等の供給者の債権、消費貸借に基づく債権等、その権利の性質等に応じた差等を設けること」ができる、との一般的基準を示してきた<sup>2</sup>。

#### (2) 更生計画における更生債権への弁済率と段階方式

更生計画における更生債権への弁済率については、債権者平等の原則に厳密に従えば、個々の更生債権者の債権の金額による区別を付けず、一律に弁済率を定める方式（定率方式）によるべきことになる。しかし実際の更生計画においては、個々の更生債権者の債権の金額に応じて弁済率が変化する方式（段階方式）が一般的である<sup>3</sup>。段階方式には、各更生債権者の権利につき、一定範囲の金額毎に弁済率あるいは弁済額を定める方式（積み上げ方式）と、債権の総額に対する弁済率を定める方式（傾斜配分方式）とがある。

##### < 積み上げ方式の例 >

確定債権額は次のとおりの区分に従って、免除を受ける。

確定債権額（債権の各部分につき）	免除率	弁済率
金 500 万円以下の部分	0 %	100 %
金 500 万円超金 1 億円以下の部分	90 %	10 %
金 1 億円超金 100 億円以下の部分	95 %	5 %
金 100 億円超の部分	96.5 %	3.5 %

<sup>1</sup> 再生手続についても同様である（民再 155 条 1 項）。

<sup>2</sup> 兼子一監修＝三ヶ月章他著『条解会社更生法・下』（1974 年）566 頁。

<sup>3</sup> 以下の記述及び更生計画の実例について、事業再生研究機構編『更生計画の実務と理論』（2004 年）。

< 傾斜配分方式の例 >

確定債権は、下記【権利変更区分表】「区分」欄記載の債権額に従って、「権利変更の内容」欄記載のとおり権利変更を行い、残額については免除を受ける。

【権利変更区分表】

区分	権利変更の内容
30 万円以下の債権	1 0 0 %
30 万円を超え 100 万円以下の債権	3 0 万円
100 万円を超え 2000 万円以下の債権	3 0 %
2000 万円を超え 20 億円以下の債権	5 % + 5 0 0 万円
20 億円を超え 100 億円以下の債権	4 % + 2 5 0 0 万円
100 億円を超え 1000 億円以下の債権	3 % + 1 億 2 5 0 0 万円
1000 億円を超える債権	1 . 5 % + 5 億円

このような個々の債権者の有する債権額に応じた逆累進的な弁済率を定める更生計画は、「同一の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合」であり、「更生計画が法令に適合するものであること」という認可要件（会更 1 9 9 条 2 項 1 号）を満たすものとして認可されてきているものと思われる。

## 2 . 信託銀行の有する更生債権と段階方式

最近認可されたある更生会社の更生計画においては、一般更生債権への弁済率について傾斜配分方式がとられていたところ、信託銀行の届出債権はその総額で区分が決定され、権利変更が行われていた<sup>4</sup>。他にも信託銀行の有する更生債権について、同様に、届出債権総額によって弁済率が決定された更生計画があるようである。

信託銀行の有する更生債権は、銀行勘定部分と信託勘定部分とから構成される。このうち信託勘定部分は、実質的には個々の受益者の権利の集合体であると考えるのであれば、個々の受益者の権利の額は信託銀行の届出債権の総額に比してはるかに少額であるから、傾斜配分方式の中で、より高率の弁済を受けることのできる少額の債権と同様の取扱いを受けるのがむしろ合理的なのではないか、との疑問があり得るところである。

例えば、第 1 に、大型小売店舗を営む会社の更生事件において、入居保証金等の金銭債権を信託財産として受益権を販売するスキームの場合、個々の受益権の額に比して信託銀行が届け出る更生債権の総額は相当大きくなり、個々の受益権として届け出ていれば適用されたであろう弁済率よりも低い弁済率でしか更生計画上処遇されないこととなる。一般的には、1 つの信託について複数の受益者がいる場合に、信託財産たる権利の額と個々の受益権の額との差が生じうるのであり、これが更生計画における弁済率の差をもたらすこ

<sup>4</sup> 東京地裁平成 1 3 年（ミ）第 4 号更生会社株式会社マイカルの更生計画（平成 1 5 年 9 月 3 0 日認可決定）。

となる。上述の更生事件における更生計画においては、数十億円から数百億円の更生債権の届出をしている信託銀行の背後に、それぞれ数億円単位の投資家がいた、との指摘がある。本文に掲げた＜傾斜配分方式の例＞でいうと、数億円であれば（5% + 500万円）に分類されるのに対して、数百億円だと（3% + 1億2500万円）に分類されることになる。

第2に、信託銀行が複数の集団投資スキームを受託している場合にも、個々の信託財産の額と信託銀行が届け出る更生債権の総額との差が生じるのであり、適用される弁済率の低下という上記のような問題が発生する可能性があるのである。

さらに、第3に、信託銀行の銀行勘定部分が相当大きい場合には、信託勘定部分と合算して更生債権を届け出ると、更生計画において、信託勘定部分のみであれば適用されたであろう弁済率よりも低い弁済率が適用されることになる。

債権者平等原則は債権額に応じた平等を内容とするものであるところ、段階方式は一人の債権者が有する債権額を問題としており、「債権者」に着目した方式である。上記の疑問は、債権の取扱いの平等と、特定の債権者の有する債権総額に応じた段階方式とはどのような関係に立つのか、という問題意識によるものである。

### 3. 社債にかかる更生債権と段階方式

上記と同様の問題意識から、傾斜配分方式の下で、個々の更生債権に対する弁済率の決定のあり方が問題となった例として、社債の取扱いを挙げることができる。社債は有価証券であり、更生手続開始前はもちろん開始後も転々流通するものであるため、債権者単位では弁済率を決めることができないのである。

最近認可されたある更生計画においては、多数の社債権者がいて、保有者の特定が困難な社債があったため、券面額単位で一律に弁済率を決定する他ないとの方針にもとづき、特定回の社債の発行総額を社債権者数で除し、社債権者の平均保有額を算出して、この額を傾斜配分方式に当てはめて、弁済率を決定したものがあった<sup>5</sup>。具体的には、発行額1500億円のホールセール債については、社債権者数が1555人で平均保有額が約1億円のため、この額を前述（1.）の傾斜配分方式に当てはめるとに分類され、約10%の弁済を額面あたり行うものとされた。同様に、発行額900億円のリテール債については、社債権者数が約38000人で平均保有額が約225万円のため、前述の傾斜配分方式に当てはめるとに分類され、30%の弁済を額面あたり行うものとされたのである。

もちろん、実際には、ホールセール債を2000万円以下しか有しない社債権者あるいはリテール債を2000万円を超えて保有する社債権者もいた可能性はあり、この点を強調すれば債権者平等原則を遵守したというのは所詮擬制に過ぎないという評価も可能である。しかしながら、傾斜配分方式を前提とする限り、社債権者をその他の債権者との関係で可能な限り公平に取り扱う一つの方法として、上記のような方式を評価することも可能

<sup>5</sup> 事業再生研究機構編・前掲注（3）493～494頁〔瀬戸英雄〕

であろう。

以上のような積極的な評価を仮に前提とすると、前述(2.)の信託銀行の債権の更生計画上の取扱いにおいては、届出債権総額を受益者数で除して平均的な受益権のサイズを算定し、それをふまえて傾斜配分方式を当てはめることもしていないという点で、受益者が不利に扱われているのではないかとの疑問がより強く生ずるところである。

#### 4. 解決の方向 (1)

以上のような疑問を解消するために、まず更生計画における弁済率について段階方式を前提とするのであれば、受託者の権利の取扱いについて、前述(3.)における社債の取扱いを参考として、受託者の確定債権額を受益者数で除して、平均的な受益者とその有する権利の額を算出した上で、これを段階方式に当てはめるべきである、ということになる。

もちろん、有価証券化され転々流通の可能性がある社債とは異なり、個々の受益者の権利を確定することは理論上は可能であるから、受託者が背後の受益者とそれぞれが有する受益権の額とを届け出て、それぞれの確定額を段階方式に当てはめるということも考えられないではない。

しかし、そのような権利行使方法は、通常の信託銀行における受益者の数を考えるとおよそ現実的ではなく、上記のような平均的受益者を前提とする取扱いで利害関係人間の公平は守られていると考える他ないと思われる。

#### 5. 解決の方向 (2)

##### (1) 段階方式の根拠

さらに、更生計画における弁済率についての段階方式そのものを問題視するという考え方もあり得るところである。

段階方式が債権者平等原則との関係で許容されてきた実質的根拠としては次のようなものを挙げることができよう。

親会社が債権者の場合にその資本代替的な貸付についての劣後的取扱い

支配株主が、子会社設立の際に、出資の形態ではなく貸付の形で資金を提供し、子会社が事業規模に比して過小資本の場合に、貸付にかかる債権を倒産手続内では出資と同じ優先順位で扱う、という法理である。

債権者が詐害的取引の相手方である場合の更生計画による否認

債務者の危機時期に詐害行為がなされた場合に、管財人が否認権を行使して逸出した財産の返還を求めるのではなく、その相手方が有する債権を更生計画上不利益に扱うことで、否認権行使と経済的に同様の効果を生じさせる、という運用である。

親会社たる債権者あるいはメインバンク等について、その実質的な経営支配力の行使の誤りで経営破綻が生じたことについての結果責任あるいは黙示の保証

親会社あるいはメインバンク等の取締役を派遣すること等を通じて債務者会社の経営を

支配している者が、その判断の不当から経営破綻が生じた場合（あるいは従属会社の収益の機会を奪取した場合）に、そこから生ずる損害賠償請求権と親会社等が有する債権とを差し引きしたのと同様の取扱いをする運用である。あるいは、親会社等が取引債権者等に対して黙示の保証をしていると認められる場合に、その履行を全債権者に対してしたのと同様の取扱いをする運用である。

以上は、考え得る法的構成であり、従来の裁判例は、 から について一定の態度をとっているとは言い難く、法的な議論が確立しているとは言えない状況にある<sup>6</sup>。

さらに 従来はメインバンクに償却の体力があったために、劣後的取扱いをされてもそれを吸収することができたことを、経済的な背景として挙げることができよう。そしてこの の背景は、今日では当然の前提とはできなくなってきたと思われる。

## （２）段階方式の問題点と解決の方向

段階方式をとる場合の最大の問題点は、上記の から のような考慮要因を、更生計画案の作成の過程で更生管財人と更生債権者等との間で、正面から争う機会が（事実上）ないために、更生計画案上の個別の弁済率がどのようにして決定されたかについて、透明性を欠くという点である。弁済率の決定過程を利害関係人との関係で透明化し、 から のような考慮については、日本法の下で法律構成として成り立つものなのかどうか、また個別の事件について適用した場合にどこまで債権者の債権を不利益扱いできるかを、正面から議論すべきであろう。そして不平等な取扱いを正当化する議論が成り立たない場合には、原則に戻って形式的平等に近い取扱いをすべきである。

もっとも現時点で、 から について議論が十分に尽くされているとは言い難く<sup>7</sup>、なおこれを正面から議論することは困難であると思われる。更生手続の透明化のために、当面は、更生計画案を作成する段階で、更生管財人は段階方式をとる際に考慮した要素を利害関係人に可能な限り説明する義務を負う、と考えるべきであろう。

仮に以上のような考え方をとるのであれば、更生管財人が、受託者の権利について、その額が高額であることを理由に、低い弁済率を定める更生計画案を作成するのであれば、その実質的な根拠を可能な限り開示・説明すべきであり、それができない限りでは、更生債権の額に抛らない定率での弁済条項を作成すべきであろう。

## （３）信託勘定部分と銀行勘定部分との分離届出及び各信託の分離届出の可能性

上述（（２））とは別に、信託銀行による更生債権の届出の際に信託勘定部分と銀行勘定部分とを分けて届け出る、そして段階方式による更生計画においても両者を別に扱う、ということは認められないであろうか。特に、銀行勘定部分の額が大きいために信託勘定部分についても低い弁済率が適用されるというのは合理性を欠くと思われる。信託勘定部分

<sup>6</sup> 後掲【別紙】における「倒産債権の劣後化理論」参照。

<sup>7</sup> 例えば についても、倒産法改正の過程で議論されながら、明文化できなかったという経緯がある。

と銀行勘定部分とは実質的な権利の帰属が異なることは明らかであるから、せめてそれぞれの額に応じた弁済率を適用すべきではなかろうか。

さらに、仮に上記のような分離届出が可能であるのであれば、もう一步進めて、信託毎の届出も認めるべきではなかろうか。背後の個々の受益者の把握が困難である場合であっても、信託財産毎の届出は可能であり、信託勘定部分を合算して届け出るよりは、実質的な権利者である受益者の権利のサイズにより近づくことができるからである。

- 以上

## 【別紙】

### 1. 倒産債権の劣後化理論

倒産債権の劣後化理論とは、倒産手続において、一定の事由にもとづき、特定の債権が、当該権利者の意思に拘わらず、本来の優先順位よりも低い順位で取り扱われる、という法理である<sup>8</sup>。

### 2. 裁判例

#### (1) 最(1小)判平成7年12月21日(未公開)

倒産債権の劣後化理論について判断した唯一の最高裁判決が最(1小)判平成7年12月21日(平成6年(オ)第683号破産債権確定上告事件)である。本件の事案は、100%親会社Xが、子会社の債務の保証債務を弁済したことにもとづいて取得した求償債権を、その子会社の破産手続において破産債権として届け出たところ、他の債権者Yが異議を述べたため、当該親会社Xが債権確定訴訟を提起した、というものである。異議を述べた他の破産債権者Yは、親会社債権の劣後化の根拠として、過少資本と不当経営とを主張した。

第一審判決(東京地判平成3年12月16日(金判903号39頁))は、Yの主張を退け、以下のように判示した。即ち、第1に、本件破産債権は破産法46条の劣後的破産債権には該当せず、また破産法40条の趣旨からすると、明文の規定なしに劣後的取扱いを受ける破産債権を創設することはできない、第2に、(Yが劣後化が認められた先例として主張していた)東京高決昭和40年2月11日及び福岡高決昭和56年12月21日は、会社更生法229条但書という差別的取扱いを許容する明文のある会社更生手続に関するものであり、本件での劣後的取扱いの根拠にはならない、としたのである。Yは控訴。

控訴審判決(東京高判平成5年11月30日(未公開))は、以下のような理由を挙げて控訴を棄却した。即ち、第1に、会社更生法229条の取扱いは明文のない破産においてはできず、また公平、正義の一般原則をもってしても、新たな法律の条文を創設するに等しい法解釈をすることはできない、第2に、アメリカ法やドイツ法における法理は、わが国の法解釈ではなくむしろ立法の際に参考とされるにとどまるものであり、確かに公正、衡平の観念は万国共通ではあるが、そのような観念のみで新たな条文の制定にも等しい法

---

<sup>8</sup> アメリカ法においては、1939年のDeep Rock(ディープ・ロック)判決を端緒として判例理論として定着し、1978年に全面改正された連邦倒産法においては、その判例法をそのまま認める趣旨の明文の規定、510条(c)が設けられた。江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』(1980年)292~332頁、松下淳一「結合企業の倒産法的規律(1)」法学協会雑誌107巻11号1776~1848頁(1990年)等参照。ドイツ法においても、「資本代替的社員貸付の法理」として類似の取扱いが有限会社法及び倒産法において明文で認められている。上原敏夫「会社の倒産と内部債権の劣後的処遇 西ドイツにおける資本代替的社員貸付の法理(上)(中)(下)」判時1277号3頁、1280号3頁、1283号3頁(1988年)等参照。なお、1999年1月から施行されているドイツ新倒産法では39条1項5号にかかる明文規定が置かれている。

解釈をすることには慎重でなければならない、としたのである。Yは上告したが、最高裁は、「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点を含め、独自の見解に立って原判決の法令違背をいうものにすぎず、採用することができない。」と判示して上告を棄却したのである。

(2) 広島地(福山支)判平成10年3月6日(判時1660号112頁)

近時、米国倒産判例法上のDeep Rock理論の適用は否定しつつ、その実質を信義則として取り入れる下級審判決が現れた。事案は以下の通りである。

X社は資本関係では破産会社たるA社の親会社には該当しないものの、A社を自社の専属的下請企業として、A社の破産前2年間は、資金面においてもA社を全面的に支援していたのみならず、その経営全般を管理支配する一方で、破産会社の経営が既に危機的狀態にあり、倒産が不可避であることを認識しながら、受注工事の継続という自社の都合から破産会社の延命をはかる間、外注先に破産会社振出の約束手形を受け取らせて損害を与える結果となった、というものである。X社がA社の借入金債務を代位弁済したことによる求償金債権を破産債権として届け出たところ、Yら(他の破産債権者及び管財人)から異議が出され、X社の提起した破産債権確定請求訴訟において、YらはDeep Rock理論及び信義則違反を主張して請求棄却を求めた。

判旨は、第1に、Deep Rock理論について、「我が国の破産法上、右法理論と同旨の規範を直接根拠づける条項はなく、むしろ明文上規定されている優先破産債権、劣後的破産債権及びその他の一般破産債権を除くと、各同順位の破産債権は平等に扱うものとされているから(破産法40条)、本件届出債権に対する右法理論の適用をいうYらの主張はそれ自体失当」であるとする。この部分の判示は、上述の最(1小)判平成7年12月21日及びその下級審判決と同旨である。

しかし第2に、判旨は、続けて、「もっとも、右法理論の背景にあるとされる『公平(衡平)の原理』は我が国の破産手続においても妥当するものであって、形式的には一般破産債権者とされる者であっても、破産者との関係、破産者の事業経営に対する関与の仕方・程度等によっては、破産手続上他の一般破産債権者と平等の立場で破産財団から配当を受けるべく債権を行使することが信義則に反し許されない場合もあるというべきであり(民法1条2項)、Yらの主張も論旨全体からすると右の信義則違反をいうものと解することができる。」との一般論を述べる。そしてこれを承けて、先述のような事実関係の下では、「他の一般破産債権者の届出債権さえ満足させることのできない破産財団からXが他の一般債権者と同等の立場で配当を受けるべく、本件届出債権を行使することは信義則に反し許されないというべきである。」と述べて、Xの請求を棄却したのである<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> 債権届出を権利濫用として退ける、という法律構成は、既に学説においても指摘されていたものである。片木晴彦「過少資本会社とその規制(二)」法学論叢112巻2号96頁注



### (3) 更生計画における劣後的取扱い

倒産債権の劣後化理論は、破産債権の確定訴訟のみならず、更生債権の劣後的取扱いを定める更生計画の認可決定に対する抗告事件においても議論されてきている。まず、支配会社と従属会社についての決定例である。

福岡高決昭和56年12月21日(判時1046号127頁)

更生会社A社の事実上の筆頭株主であり、更生会社の人事、営業、販売価格等を支配していた会社X社が届け出た更生債権を、他の一般更生債権よりも高い割合で免除することを定めた更生計画案の認可決定に対して、X社が抗告した事案である。本決定は、X社の抗告を棄却し、その理由として、X社とA社とは最も支配従属関係の著しい部類の親子会社であり、A社の経営が破綻に至った原因もX社にあること、X社のような特別利害関係人の有する内部債権は劣位におくのが公正、衡平の原則に合致すること、を挙げた。

本決定は、支配会社X社の届け出た更生債権を、X社の不服にも拘わらず裁判で強制的に減縮した決定例である、と位置付けることができよう。

次に視野を会社に対する支配一般に広げると、支配取締役の債権の劣後化を論じたものとして次の2つの決定例がある。

東京高決昭和40年2月11日(下民16巻2号240頁)

代表取締役の一般更生債権のみ半額新株による代物弁済で残りの半額は免除、その他の一般更生債権は全額の分割弁済(一部新株による代物弁済)と定める更生計画を認可した原決定に対して当該代表取締役から抗告がなされた、という事案である。抗告審決定は、次のような理由を挙げて、原決定を支持して抗告を棄却した。即ち、同決定は、会社の財産状態が悪化しており会社財産は実質的には債権者の危険において維持されていること、会社の破綻原因は専ら支配取締役の事業経営の拙劣に原因することを理由に、更生計画における当該取締役の債権の劣後的取扱いを肯定したのである<sup>10</sup>。

---

12(1982年)

<sup>10</sup> この決定に対しては、「経営責任をあげるのみで差等を合理化するのは、いささか感情論的であり、論拠として不十分なのではあるまいか。」との指摘がある。高橋宏志・倒産判例百選155頁(1976年)。しかし論者自身、「本件判旨の抗告棄却の結論が直ちに疑問というわけではない。」と述べ、さらに、「解釈論として本件から考えるべきことは、(中略)従来の経営に参画していながら査定の道が法定されていない親会社・主取引金融機関の債権を他と同一に扱うことが実質的に衡平かということであろう。」と述べている(同頁)ことからすると、上記指摘の趣旨は、親会社について経営責任にもとづく劣後的取扱いを一切否定するというようなものではなく、むしろ、親会社・主取引金融機関等の債権について劣後的取扱いを認めるべき場合が存在することを前提に、劣後的取扱いを行う以上は、決定理由においては、漠然とした経営責任への言及では足りず、経営責任のより具体的な指摘が必要である、という問題意識として理解すべきであろう。事実、論者が同箇所で引用する兼子監修=三ヶ月他著・前掲注(2)555頁以下では、親会社の債権が劣後的に取り扱われなかった更生計画(東急くろがね工業事件)について、Deep Rock理論の適用

名古屋高（金沢支）決昭和59年9月1日（判時1142号141頁）

代表取締役の一般更生債権は約20%免除であるのに対して、その他の一般更生債権については全額の割賦弁済を定める更生計画の認可決定に対して抗告がなされた事案である。抗告審は、原決定を取り消し、単に経営上の責任があるというだけでは更生計画上の劣後的取扱いを認めることはできない旨の判示をした。

本決定は、一見すると、更生債権の経営責任に基づく劣後的取扱いを否定したもののようにも見えるが、むしろ本件判旨の理解に際しては、原審において認可された更生計画<sup>11</sup>中に明らかにされているように、当該代表取締役の届出債権の額よりも多額の損害賠償請求訴訟が既にこの取締役に対して別訴で係属中であり、更生計画における債権の劣後的取扱いで責任追及を行うと当該代表取締役に対して同一の原因について二重の不利益を課しかねなかった、という事情の存在に留意すべきである<sup>12</sup>。別に判決手続を通じて経営責任が明らかにされるのであれば、敢えて更生計画における劣後的取扱いはする必要がない、という趣旨で判旨を理解すれば、本件判旨を、倒産債権の劣後的取扱いについて否定的な裁判例として理解するのはきわめて不適当であり、むしろ上記の 福岡高決昭和56年や 東京高決昭和40年とは矛盾するものではない、と考えるのが自然であろう。

- 以上

---

の可能性がありえた、との記述さえも見られるところである（同書558頁）。

<sup>11</sup> 原審の更生計画認可決定（福井地決昭和58年9月30日（東洋染工株式会社））は、官報昭和58年10月21日号外14頁に掲載されている。

<sup>12</sup> 抗告審の判示をもとに、「経営責任を更生計画で問うとする見解よりも、それを認めない見解の方が今日やや有力になってきたことを意味するのかもしれない。」との指摘もなされている。坂原正夫・新倒産判例百選207頁（1990年）（但し、論者自身は、「考えるべきことは更生計画で経営責任を考慮することを認めた上で、いかなる基準でどの程度の差等を設けることが合理的で適法かということではないだろうか。」として、劣後的取扱いについての積極説に傾斜していることにも留意すべきである。）しかしこの種の見解が、更生計画の内容まで考慮に入れた末でのものかどうかは疑わしい。劣後的取扱いについての消極説を基礎づけるために本件判旨を引用する見解で、本件における別訴での損害賠償請求訴訟の存在にまで言及するものは管見の限り存しない。